

参考 2 企業が市町村等と締結する協定の例

企業による農地の貸借において要件とされている「地域の農業における他の農業者との適切な役割分担」について担保するため、埼玉県が作成した協定例です。

ここに掲載したものは、市町村、企業および農地の貸借に当たって仲介役を務める埼玉県農林公社による三者協定を想定し、作成しています。

農地の貸借方法、関係する機関とその関わり方、企業の農業参入によって描く地域の農業振興の将来像などを勘案のうえ、適宜アレンジして御活用ください。

〇〇における地域農業の活性化に向けた取組に関する協定書

〇〇市町村（以下「甲」という。）、△△（埼玉県農林公社）（以下「乙」という。）及び□□〔参入企業等の名称〕（以下「丙」という。）は、相互に協力して〇〇〔市町村名又は地域名〕における地域農業の活性化を推進するため、以下のとおり協定を締結する。

（貸付農地等の利用と農業経営）

第1条 丙は、〇〇〔農用地利用集積等促進計画、賃貸借契約等〕の定めるところにより、乙から借り受けた農地等（以下「借受農地等」という。）のすべてを効率的かつ適正に利用しなければならない。

2 丙は、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が実施されることを確保しなければならない。

（地域農業との調和と役割分担）

第2条 丙は、周辺農家との協調及び連携を図るとともに、地域文化を尊重し、地域と調和した農業経営を実施するものとする。

2 丙は、甲と協力し、地域の雇用促進等に努めるものとする。

3 丙は、地域の農業の維持発展に関する活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。

4 丙は、借受農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設の維持管理等に関する取り決めに遵守するものとする。

（助言及び指導）

第3条 甲及び乙は、丙による前2条の取組の実施に当たって、必要な助言及び指導を行うものとする。

（不測の事態又は事故への対応）

第4条 甲、乙及び丙は、不測の事態又は事故により地域農業に被害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合は、相互に協力の上、その対応に当たるよう努めるものとする。

（疑義が生じた場合の決定等）

第5条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上定めるものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 この協定の有効期間が終了する日の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれから何らの申出がないときは、この協定はさらに〇年間継続されるものとし、以後も同様とする。

甲、乙及び丙は、本協定の締結の証として本書を3通作成し、それぞれ署名の上、それぞれの1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇市町村
〇〇市町村長 〇〇〇〇(署名)

乙 △△
△△長 △△△△(署名)

丙 □□
代表取締役 □□□□(署名)